

議第86号

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例

(京都市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 使用料の欄中

530
160
5,800
160
590

を

560
170
6,100
170
620

に改め、

同表 2 備考以外の部分中

4,600
640
5,300
5,300
2,500
2,500
2,200
5,300

を

4,800
670
5,600
5,600
2,700
2,700
2,300
5,600

に改める。

	4,200		4,400
	160		170
	2,000		500
	160		170
	4,600		4,900
	9,400		9,900

(京都市大宮交通公園条例の一部改正)

第2条 京都市大宮交通公園条例の一部を次のように改正する。

別表1 利用料金の欄中	「	円	4,600	」	を	「	円	4,900	」	に改める。
			9,400	」				9,900	」	

(京都市円山公園条例の一部改正)

第3条 京都市円山公園条例の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中	「	円	4,600	」	を	「	円	4,900	」	に改める。
			9,400	」				9,900	」	

(京都市市民緑地条例の一部改正)

第4条 京都市市民緑地条例の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	4,600	」	を	「	円	4,900	」	に改める。
			9,400	」				9,900	」	
			160	」				170	」	

(京都市南岩本公園条例の一部改正)

第5条 京都市南岩本公園条例の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中

3,800	円
7,800	
130	

を

4,900	円
9,900	
170	

に改める。

(京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の改正規定中

160
4,600
9,400

を

170
4,900
9,900

に改める。

(京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表1の改正規定中

160	円
4,600	
9,400	

を

170	円
4,900	
9,900	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の都市公園条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するた

めに必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 第2条の規定による改正後の京都市大宮交通公園条例、第3条の規定による改正後の京都市円山公園条例、第4条の規定による改正後の京都市市民緑地条例及び第5条の規定による改正後の京都市南岩本公園条例（以下「改正後の指定管理公園条例」という。）に規定する利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 4 改正後の都市公園条例及び改正後の指定管理公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して設置されている公園施設（使用料の額が月を単位として定められているものに限る。）に係る施行日を含む1月（当該期間における使用を開始する日（以下この項において「特定日」という。）が施行日であるものを除く。）の使用料の上限額は、特定日から施行日の前日までの第1条の規定による改正前の京都市都市公園条例（以下「改正前の都市公園条例」という。）別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額と施行日から当該期間の末日までの改正後の都市公園条例別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

- 6 附則第4項の規定にかかわらず、施行日前から継続して占用している物件（使用料の額が年を単位として定められているものに限る。）に係る施行日を含む1年（当該期間における使用を開始する日（以下この項において「特定日」という。）が施行日であるものを除く。）の使用料の上限額は、

特定日から施行日の前日までの改正前の都市公園条例別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額と施行日から当該期間の末日までの改正後の都市公園条例別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

提案理由

使用料及び利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。